

新規採用職員の赴任旅費について

新たに採用された職員が、赴任に伴う住居の移転のために旧居住地（人事異動発表時の居住地）から新居住地へ旅行し、その路程が8 k m以上である場合には、支給基準に基づいて以下の旅費が支給されます。ただし、**人事異動発表後（内示※があった場合は内示後）の移転で赴任に伴う移転と認められるもの**に限ります。

なお、採用後に行う支給手続にあたっては、**本人名義**の領収書が必要になりますのでご注意ください。

※「採用通知」は「内示」ではありません。詳細は【6 注意事項】を確認してください。

1 移転料

赴任に伴う住居の移転に伴い必要な家財の運搬等のために引越業者に支払った料金、レンタカー利用に要した料金（ガソリン代、有料道路料金を含む。）、フェリー航送料金について、現に支払った額が距離に応じた上限額の範囲内で支給されます。

引越業者の領収証は、**搬送区間（番地まで記載）と搬送日の記載**が必要です。

（1）赴任の際に扶養親族を移転する場合

旧居住地から新居住地までの路程に応じた以下の上限額※¹

（2）赴任の際に扶養親族を移転しない場合

（1）の額の2分の1に相当する額で以下の上限額※¹

交通距離の区分※ ²			(1)扶養親族※ ³ を 移転する場合	(2)扶養親族※ ³ を 移転しない場合
陸路	8 k m以上	50 k m未満	160,500 円	80,250 円
陸路	50 k m以上	100 k m未満	184,500 円	92,250 円
陸路	100 k m以上	300 k m未満	228,000 円	114,000 円
陸路	300 k m以上	500 k m未満	374,000 円	187,000 円
陸路	500 k m以上	1,000 k m未満	496,000 円	248,000 円
陸路	1,000 k m以上	1,500 k m未満	522,000 円	261,000 円
陸路	1,500 k m以上	2,000 k m未満	558,000 円	279,000 円
陸路	2,000 k m以上		648,000 円	324,000 円

※1 移転料の上限額を超える引越料金を職員が負担している場合は、要件を満たし、かつ、任命権者がやむを得ないと認めるものに限り、**引上げ後の上限額**（別紙参照）が適用されます。

なお、運搬する荷物を最小限にする、できるだけ多くの引越業者に見積りを依頼する、荷物の搬入搬出日を平日に設定する等、適正な価格の移転に最大限努めてください。

※2 【距離の例示】 高知県庁⇄東京都庁：おおむね 780 k m

高知県庁⇄愛知県庁：おおむね 450 k m

高知県庁⇄大阪府庁：おおむね 290 k m

※3 扶養親族とは、主として職員の収入によって生計を維持している者

（判断基準は扶養手当の認定基準と同じで、恒常的な所得（年額 130 万円、月額 108,333 円）

がない者。判断に迷う場合は**事前に**お問い合わせください。）

次に該当する場合には、移転料は支給されません。

- ・ **人事異動発表前（内示があった場合は内示前）**に移転した場合
- ・ **旧居住地以外**の場所から家財道具等を運搬した場合
- ・ **新居住地以外**の場所へ家財道具等を運搬した場合
- ・ **運送業の許可を取得していない者**に家財道具等の運搬を依頼した場合

裏面に続く

2 移転雑費

定額により支給されます。

- (1) 赴任の際に扶養親族を移転する場合 20,000 円
- (2) 赴任の際に扶養親族を移転しない場合 10,000 円

3 着後手当

- (1) 宿泊料及び宿泊諸費

赴任後直ちに自ら居住するための住宅（借間を含む。）に入居できない場合その他の特別の事情がある場合は、当該特別の事情がある期間に係る宿泊料及び宿泊諸費に相当する額を、5 夜を上限（高知県内での 1 夜当たりの宿泊料の上限額は 11,000 円。（令和 7 年 4 月 1 日から適用））に支給されます。

- (2) 礼金・仲介手数料

自ら居住するための住宅（借間を含む。）を借り受けるために礼金又は仲介手数料（家賃又は敷金に相当するものを除く。）を支払った場合は、当該礼金又は仲介手数料に相当する額（上限 55,000 円）が支給されます。

なお、赴任に伴い新たに借り受けた住宅（礼金又は仲介手数料の支払日、賃貸契約日が人事異動発表日以降（内示があった場合は内示日以降）であり、採用に伴う転居のために借り受けたと認められる住宅）に限るので留意してください。

4 職員移転料

旧居住地から新居住地までの旅費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、宿泊諸費及び旅行雑費）が支給されます。

5 扶養親族移転料

赴任の際に扶養親族（扶養手当の要件を満たす親族）を旧居住地から新居住地まで随伴する場合は、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、次に掲げる額の合計額が支給されます。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃に相当する額
- (2) 宿泊料、宿泊諸費、旅行雑費及び着後手当に相当する額

（移転の際の年齢が 6 歳未満の者については、宿泊諸費、旅行雑費及び着後手当に相当する額についてそれぞれその額の 3 分の 1 に相当する額）

6 注意事項

「採用通知」は「内示」や「人事異動発表」ではありません。内示は 3 月上旬、人事異動発表は 3 月下旬の予定です。人事異動発表前に転居した等、赴任旅費が不支給となる事例が発生しています。県の支給基準に合わない場合は支給の対象になりません。ご注意ください。

赴任旅費について不明な点がある場合は、旅行前又は契約前に教職員・福利課給与担当または配置先の学校の事務職員までお問い合わせください。

（なお、旅費制度が改正された場合は、支給内容等が変更される場合があります。）

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 給与担当

MAIL 310601@ken.pref.kochi.lg.jp / TEL 088-821-4906

※問い合わせは、下の HP にリンクのある問い合わせフォームからお願いします。（回答には、時間を要する場合がありますので、1 週間程度の余裕をもって問い合わせをしてください。）

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/2014121700075.html>

（高知県庁ホームページ＞組織から探す＞教職員・福利課＞教職員・福利課メニュー＞人事制度等について＞新規採用者の赴任旅費について） ※QR コードもご利用ください→



第1 引上げ後の上限額

交通距離の区分			(1)扶養親族を移転する場合	(2)扶養親族を移転しない場合
陸路	8 k m以上	50 k m未満	321, 000 円	160, 500 円
陸路	50 k m以上	100 k m未満	369, 000 円	184, 500 円
陸路	100 k m以上	300 k m未満	456, 000 円	228, 000 円
陸路	300 k m以上	500 k m未満	561, 000 円	280, 500 円
陸路	500 k m以上	1, 000 k m未満	744, 000 円	372, 000 円
陸路	1, 000 k m以上	1, 500 k m未満	783, 000 円	391, 500 円
陸路	1, 500 k m以上	2, 000 k m未満	837, 000 円	418, 500 円
陸路	2, 000 k m以上		972, 000 円	486, 000 円

第2 引上げ後の上限額を適用するための要件

原則として3社以上の引越業者から最も安価なプランで見積りを徴し、最も安価な引越業者を選定することとする。

なお、引越業者側の事情により見積りを3社から徴することができない場合は、メタサーチサイトによる検索等を幅広く行った上で、対応可能な引越業者が3社未満であること及び検索等の結果依頼する引越業者の価格が最も安価であることが客観的に確認できる資料の提出を行うこと。

第3 提出書類

- 第2の要件を満たす者であって引上げ後の上限額の適用を希望するものは、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - 移転料請求金額確認書（別記第1号様式）
 - 引越業者から徴した見積書（第4の2の対象外経費が含まれていないことがわかるものとし、利用した業者以外の業者の見積書を含む。）。ただし、対象外経費が含まれていないことを確認することができない見積書であった場合は、職員が見積書の内容を引越業者に確認の上、その旨を記載した申立書（別記第2号様式）を提出しなければならない。
- 第2の「引越業者側の事情により見積りを3社から徴することができない場合」に該当する者は、メタサーチサイトによる検索等を幅広く行った上で見積りができないと回答があった旨のメールの写し、引越業者から電話等で聞き取った内容を記載した申立書（別記第3号様式）又はこれらに相当する書類を提出しなければならない。

第4 留意事項

- 最も安価な引越業者以外の業者を利用した場合、最も安価なプラン以外で引越をした場合その他第2の要件を満たさない場合の移転料は、従来の上限額を限度として支給するものとする。

2 次に掲げる経費は、当該経費の性質上移転料として支給することが適当であると認められるものを除き、移転料の対象外とする。

(1) 移転料以外の赴任旅費で支弁すべき経費

ア 旅行者本人及び扶養親族の交通費（電車、航空機、バス等）

イ 着後に要する経費（新住居に直ちに入居できない場合の宿泊料等）

(2) 移転料で支給することになじまない経費

ア 引越業者に支払う経費であって次に掲げるもの

(ア) ピアノ、美術品・骨董品、ペット、庭石・植木等、個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の追加費用

(イ) 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用

(ウ) 荷造、荷解に係る追加費用（いわゆるお任せパック等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む。）

(エ) 工事に係る追加費用（エアコン・暖房器具・ガス器具・洗濯機の着脱費用（エアコンガス補充費用等を除く。）については、支給対象とする。）

イ 家具、家電等の生活用品等を購入した経費等

(ア) 家具、家電等の購入費及びレンタル料

(イ) 宿舍等修繕費（ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む。）

(ウ) 家電リサイクル費用

(エ) 不用品、不要品、粗大ごみ回収費用

(オ) 民間賃貸物件の下見にかかる費用

(カ) 友人等の手伝い者の謝礼及び食事代

(キ) 扶養親族の転園、転学等に要する費用

(ク) 官公庁への諸手続に要する費用